

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 後妻の連れ子の相続分

Q : 父は、先妻（私と妹の実母）の死亡後、一子のある現在の妻と再婚し、共に生活していましたが、先月死亡しました。

この場合、後妻の連れ子の相続分はどうなるのでしょうか。

A : 後妻の連れ子と亡くなったお父さんが養子縁組をしているかどうかにより違います。

【解説】

お父さんと後妻の連れ子との間で養子縁組がされていない場合には、その子からみてお父さんは単に「母の夫」という関係にすぎず、その子はお父さんの子ではありませんから、相続権はありません。

ただ、再婚をする際には、相手方の連れ子と養子縁組をすることはよくあることで、養子縁組をすれば、お父さんと後妻の連れ子の間に法定血族関係を生じますので、その場合には嫡出子として先妻の子供と同等の相続権を有することになります。

したがって、ご質問の場合、亡くなったお父さんとその連れ子が養子縁組をしていないとすれば、お父さんの死亡による相続人及び相続分は、妻（後妻）1/2、あなた1/4、妹1/4となります。

一方、養子縁組がされている場合には、妻（後妻）1/2、あなた1/6、妹1/6、連れ子1/6となります。

ちなみに、後妻とあなた方先妻の子との間で養子縁組がされていないとすれば、将来、後妻の方が亡くなられても、あなた方には後妻の方の財産に対する相続権はありません。

